

食安輸発1105第2号
平成21年11月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(タイ産ほうれんそう及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タイ産冷凍ほうれんそうにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

タイ産ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) **PRESERVED FOOD SPECIALTY CO., LTD.** が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、クロルフェナピルに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（クロルフェナピルを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ほうれんそう
2. 原 産 国：タイ
3. 製 造 者：**PRESERVED FOOD SPECIALTY CO., LTD.**
4. 検査結果：クロルフェナピル 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24030904260号1欄）
6. 輸 入 者：ヒガシマルインターナショナル 株式会社